

## 柏原市社会福祉協議会 地域応援団プロジェクト 実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収や休業をした柏原市内の大学生や飲食店に対し支援をおこなうとともに、「食」を通じて支え合う地域づくりと地域福祉活動への協力者を増やすことを目的とする。

### (事業の実施財源)

第2条 事業の実施財源は、大阪府外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業交付金とする。

### (事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のものとする。

- 1 柏原エール飯（柏原エール飯は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている飲食店等を応援するプロジェクト）賛同店のエントリーシート（様式1）により登録された店舗（以下「協力店舗」）
- 2 大阪教育大学と関西福祉科学大学 社会福祉学部の2回生までの学生で「柏原市社会福祉協議会 地域応援団プロジェクト」（以下「本事業」）に加入する意思があり、柏原市社会福祉協議会（以下「当会」という）や柏原エール飯賛同店の協力店舗（以下「協力店舗」という）の啓発活動をSNSで行う意思のある者

### (実施方法)

第4条 事業の実施方法は、次の各号によるものとする。

- 1 第3条2項の対象者先着200名に協力店舗にて利用可能な割引クーポン券を配布する。
- 2 割引クーポン券は500円×6枚綴りを1部とし、一人につき1部とする。
- 3 割引クーポン券の利用は、1店舗につき上限を2枚(1,000円分)とし、代金との差額は現金にて支払うものとする。ただし、金額の1円以上499円以下の端数は切り上げ、割引クーポン券の釣銭は支払わないものとする。
- 4 協力店舗は、割引クーポン券と助成金申請書（様式2）を当会へ提出し、当会はその金額を助成金として支払う。

### (配布方法)

第5条 第3条2項の対象者は、柏原市社会福祉協議会のLINEの公式アカウントを登録のうえ、氏名、住所（割引クーポン券の郵送先）、電話番号、学生証の添付を行う。確認ができ次第、郵送にて割引クーポン券を配布する。

(周知方法)

第6条 事業の周知方法は、次の各号によるものとする。

- 1 当会のホームページ
- 2 当会の Facebook
- 3 大阪教育大学、関西福祉科学大学の協力を得てチラシを配布

(協力依頼方法)

第7条 ボランティア情報や依頼があった場合は、登録者に公式 LINE で周知や連絡を行う。必要に応じて電話連絡をする。

(実施期間)

第8条 事業の実施期間は、次の各号によるものとする。

- 1 割引クーポン券の有効期限を令和3年2月28日とする。
- 2 協力店舗への助成交付申請(様式2)期限を令和3年3月31日とする。

附則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。